

## 居宅介護支援契約書

様（以下「利用者」といいます。）と 株式会社 テイ・アイが開設する指定居宅介護支援事業所あんしん（以下「事業者」といいます。）は、事業者が提供する指定居宅介護支援について、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の依頼を受けて利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って 居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整、その他便宜を図ります。

### 第2条（契約期間）

この契約の期間は、令和 8年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

### 第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

### 第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問した上で利用者及び利用者の家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めること。
- ④ 利用者及び利用者の家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、サービス提供上の留意事項等を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- ⑤ 前号の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、当該原案の内容について利用者又は利用者の家族に説明し、利用者から文書による同意を得て、居宅サービス計画を利用者に交付します。
- ⑥ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

## 第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行います。
- ② 事業者は、利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ③ 事業者は、利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等を行います。

## 第6条（介護保険施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な支援を行います。

## 第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

## 第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

## 第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

## 第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。また、複写物の交付を受けることができます。
- 3 第12条1項から3項の規定の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

## 第 11 条（料金）

介護サービスの提供開始以降 1 ヶ月あたりの居宅介護支援利用料は【重要事項説明書】に記載するとおりです。

ただし、法定代理受領により事業者の居宅介護支援サービスに対し介護保険給付が行われる場合、利用者の自己負担はありません。

## 第 12 条（契約の終了）

1 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでも契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して 1 ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

この場合、事業者は当該地域の他の指定事業者に関する情報を利用者に提供します

3 事業者は、利用者又はその介護者（家族等）が事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの以下に掲げるような背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

①居宅介護支援の実施に際し、利用者又はその家族がその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。

②利用者又はその家族が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

① 利用者が介護保険施設へ入所または入院した場合。

② 利用者の要介護状態区分が、非該当（自立）と認定された場合。

③ 利用者が死亡した場合。

④ 介護保険による給付を受けている場合に、事業者が介護保険認定を取り消された場合。

## 第 13 条（秘密保持）

事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する指定居宅介護支援の提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、利用者及び利用者の家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。

#### 第 14 条（賠償責任）

事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者又は利用者の家族に損害を及ぼした場合には、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

#### 第 15 条（身分証携帯義務）

介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者の介護者（家族等）から掲示を求められた時は、いつでも身分証を掲示します。

#### 第 16 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第 17 条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

#### 第 18 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます

#### 第 19 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

【契約書署名欄】

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1通ずつ保有します。

令和 8年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、居宅介護支援の利用を申し込みます。  
また、第13条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利用者住所 北見市  
氏名

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住所  
(又は法定代理人) 氏名  
本人との続柄

(事業者)

事業者 住所 常呂郡置戸町字置戸 22-1  
事業者 株式会社 テイ・アイ  
代表者 代表取締役 須藤 大介 (印)

(事業所)

事業所 住所 北見市北4条東7丁目1番地6  
サンケイビル 2F  
事業者 居宅介護支援事業所 あんしん  
代表者 管理者 高橋 みちよ (印)

